

1 国「第6次男女共同参画基本計画」の概要

令和8年3月閣議決定。政策領域を2区分（旧：3区分）に再編、個別分野を12分野（旧：11分野）に増加。「多様な幸せ（well-being）」の実現を基本方針の中心に据えています。

【個別分野一覧】

第5次計画（旧）	第6次計画（新）	主な変更点
第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	第2分野 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	番号のみ変更、内容はほぼ同一
第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	第1分野 ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現	旧第2分野を分割① 働き方改革・共働き共育て等
同上	第3分野 女性の所得向上の実現と経済的自立に向けた環境整備	旧第2分野を分割② L字カーブ対応等
第3分野 地域における男女共同参画の推進	第9分野 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進	制作領域Ⅱの基盤整備側へ移動。環境問題を統合
第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進	第5分野 テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進	改称・拡充（AI・デジタルデバイド等を追加）
第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶	第6分野 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実	対象を女性に限定しない表現に改称
第6分野 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	第7分野 同一名称	ほぼそのまま踏襲
第7分野 生涯を通じた健康支援	第4分野 生涯を通じた男女の健康への支援	「仕事と健康課題の両立支援」を独立項目化
第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進	第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進	環境問題を分離し、第9分野（地域）へ統合
第9分野 各種制度等の整備	第10分野 同一名称	ほぼそのまま踏襲
第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進	第11分野 同一名称	ほぼそのまま踏襲
第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献	第12分野 同一名称	ほぼそのまま踏襲

2 鹿児島県計画の状況と対応方針

県第4次計画・市第3次計画はいずれも令和5～9年度が計画期間です。市が第4次計画を策定する時期には、県の第5次計画はまだ確定していない、または策定作業がほぼ同時並行になる見込みです。

- 国の第6次計画を主たる拠り所とし、県計画が未確定でも法的な体裁を保てるようにする
- 県の審議会設置・パブリックコメント等の動向は並行して情報収集し、判明した内容を随時反映する
- 文言は「県の計画を勘案し」等、名称確定前でも成立する一般的な表現にとどめる

3 次期 霧島市計画 章ごとの見直し作業量（見込み）

章	作業量	内容
第1章 計画策定の概要	軽微	根拠法令の条文番号・引用を最新のものに確認・更新
第2章 計画策定の背景	中～大	年表の更新（国の第6次計画、法改正、名称変更等を追加）
第3章 基本的な考え方	中	基本理念は維持。重点課題への新しい視点の落とし込みを検討
第4章 計画の内容	大	実質的な見直しの中心。国の12分野・新規施策を踏まえて再構成
新設章 困難な問題を抱える女性への支援	新規	困難女性支援法に基づく市町村計画として、独立章を新設（詳細は5参照）
第5章 計画の推進	中	推進体制の記述を、機構新設・新設章の体制整理を踏まえて確認
資料編	中（機械的）	関係法令（基本法・女性活躍推進法・困難女性支援法等）の改正条文へ差し替え

4 第4章（重点課題）の見直しの方向性

現行（第3次）の重点課題 - 重点課題1 制度・慣行の見直し、意識の改革 - 重点課題2 教育・学習の推進 - 重点課題3 希望する働き方ができる環境づくり - 重点課題4 女性に対するあらゆる暴力の根絶 - 重点課題5 生涯を通じた健康の保持・増進 - 重点課題6 生活上の困難への支援と多様性の尊重 - 重点課題7 地域づくり及び防災の推進	国の第6次計画を踏まえて加える視点（案） - テクノロジー・デジタル分野（AI バイアス、デジタル人材育成等） 「所得向上・経済的自立」の切り口（L字カーブ問題への対応） - 仕事と健康課題の両立支援（更年期支援等） - 共働き・共育で、男性の育児参画の推進 - 災害対応への男女共同参画視点の強化
---	--

5 「困難な問題を抱える女性への支援」の統合

次期計画は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく市町村基本計画も兼ねることを想定しています。現行のDV防止法に基づく計画（重点課題4の一部）と異なり、対象範囲が広く（貧困・家族問題・孤立・若年女性の問題等を横断的に含む）、既存の重点課題の型にそのまま収めることが困難です。

- 対応方針：重点課題1～7とは別に、基本方針に沿った構成の「新設章」を設ける
- 位置づけ：第1章に「新設章は同法第8条第3項に基づく市町村基本計画に相当する」旨を明記
- 支援体制：既存の「霧島市DV被害者支援庁内連絡調整会議」（課長級・保健福祉部長が会長）の改組・拡充での対応が可能か検討（要綱の目的・所掌事務の拡張、県関係機関等の外部委員の追加を検討）
- データ：相談件数・一時保護件数等は県の女性相談支援センター等への照会が必要
- 県関係機関（女性相談支援センター・女性自立支援施設等）は、審議会委員として迎えるのではなく、書面照会で意見を集約

6 委員の皆様をお願いしたいこと

- 国・県の動向で気になる情報があれば、随時お寄せください
- 重点課題の再構成（テクノロジー・所得向上等の位置づけ）についてのご意見
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する新設章の内容等についてのご意見
- パブリックコメントに向けた、市民目線での見え方の確認

ご質問・ご意見は随時、事務局（市民環境部市民課）までお寄せください。